

送配電等業務指針 第105条第1項第三号に基づき 連系等を拒む場合の標準手続例 について

2018年9月19日
電力広域的運営推進機関

[計画部 系統アクセス室]

○ 背景と経緯

2

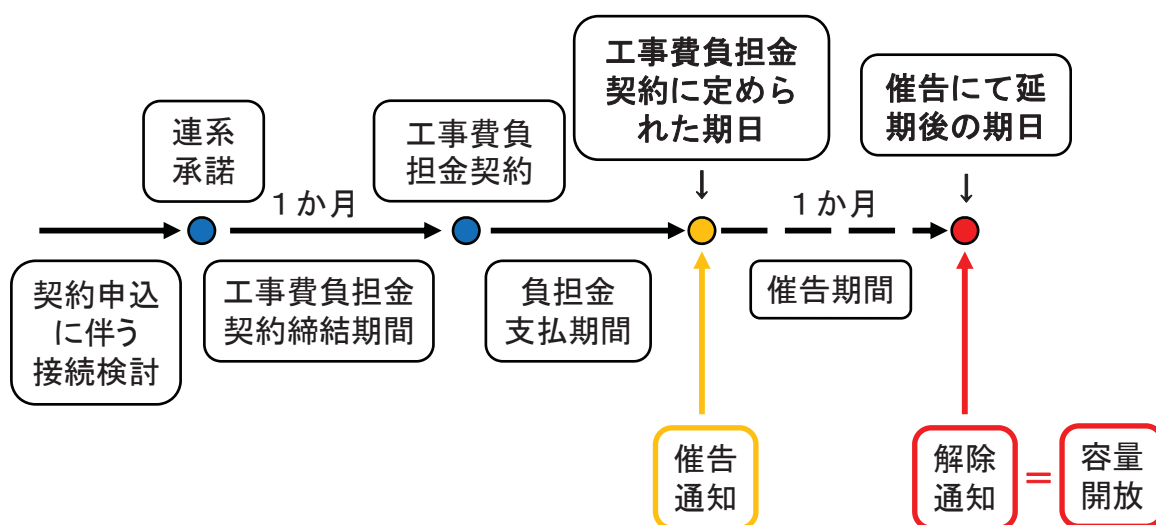
- 系統連系希望者による地内送電系統における系統容量確保後の計画遅延実態を鑑み、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(第4回 H30.4.22)で工事費負担金に係るルール・運用の対応方針が議論されました。(6頁参照)
- 同委員会の中間整理(2018年5月・5頁参照)において、『滞留している案件が抑えている系統容量の開放については、工事費負担金の契約や支払いに関する部分を中心に、広域機関の「送配電等業務指針」など現行ルールの明確化や、容量を取り消す手続の標準化を進める』とするアクションプランが示されました。
- これを受け、「期日までに工事費負担金を支払わない場合」に系統容量を取り消すまでの手続を標準化・明確化いたします。

- 送配電等業務指針第105条第1項第三号に基づき連系等を拒む場合の標準手続例を以下のとおり示します。

1. 期日を超えて、工事費負担金が支払われない場合、系統連系希望者に対し、内容証明及び配達証明による催告通知を行い、期日を1か月延期する。
2. 前項延期後の期日を超えて、なお工事費負担金が支払われない場合、支払い意思がないものとみなし、内容証明及び配達証明により、契約解除及び契約申込みを取り下げたものとみなす通知、並びに連系等を拒む理由を系統連系希望者に説明する。
3. 前々項延期後の期日をもって、送配電等業務指針第97条第2項にて送電系統の容量を開放する。

- なお、上記標準手続例によらず、工事費負担金を支払わないことが明確な場合に、連系等を拒むことを否定するものではありません。

第105条第1項第三号における、標準手続例により拒む期日について



* 再生可能エネルギー電気特定卸供給を行なう場合は「連系承諾」と「工事費負担金契約」は原則同時になります。

2-②. 再生可能エネルギーの大量導入を支える次世代電力ネットワークの構築

Ⅲ. 系統制約の克服

4. 系統アクセス業務等の改善

(3) 系統容量の開放に向けた対応

現行ルール(経済産業大臣の認可を必要とする広域機関の送配電等業務指針)では、系統容量は、接続契約申込みの受付時点をもって暫定的に確保されることになっているが、接続契約申込み後、契約締結に至らなかったり、工事費負担金が支払われないなどの理由により、長期間にわたり発電事業が開始されていない案件が散見される。このような長期間運転しない案件が確保している系統容量を開放できれば、新規の電源が接続できることになる。

資源エネルギー庁と広域機関が、系統容量の開放に向けた取組及び課題について一般送配電事業者を対象に調査を行った結果、一定の手続を経た上で、工事費負担金の未入金が継続している場合、接続契約を解除し、系統容量を取り消すという取組は、現行ルール(送配電等業務指針や関連する規程)に基づき、ある程度実施されていることがわかった。

また、工事費負担金契約の契約期限や入金期限が繰り返し延長されるようなケースは、客観的な判断基準に基づいて系統容量開放の手続を進めることが比較的容易であると考えられるが、例えば、送配電等業務指針においては「連系承諾後に連系等を拒むことが『できる』」事由として定められているにとどまり、判断基準も必ずしも明確ではないことから、一般送配電事業者は契約解除等の判断がしにくいという実態も判明した。

当該実態を踏まえ、滞留する案件により確保されている系統容量を取り消す取組を円滑かつ迅速に進めていくため、送配電等業務指針等に規定する基準や手続を標準化・明確化するとともに、一定の事由に該当する場合には原則として連系等を拒み、系統容量を取り消すよう規定の改正を行うべきである。

【アクションプラン】

- 滞留している案件が抑えている系統容量の開放については、工事費負担金の契約や支払いに関する部分を中心に、広域機関の「送配電等業務指針」など現行ルールの明確化や、容量を取り消す手続の標準化を進める。【→広域機関、一般送配電事業者(2018年度早期に)】

工事費負担金に係るルール・運用の対応方針(案)

17

- ① 一定の事由に該当する場合には、一般送配電事業者は原則として連系等を拒み、系統容量を取り消す旨を、送配電等業務指針等の規定上明確化する。
- ② 「工事費負担金の金額等に照らし、通常、工事費負担金契約の締結に必要と考えられる期間」及び当該期間を超過した場合に系統容量を取り消すまでの手続を、標準化・明確化する。
- ③ 「期日までに工事費負担金を支払わない場合」に系統容量を取り消すまでの手続を標準化・明確化する。

○送配電等業務指針(抄)

(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合)

第105条 一般送配電事業者は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由がなければ、連系等を拒んではならない。

- 一 接続契約が解除等によって終了した場合
- 二 系統連系希望者が、連系承諾後、工事費負担金の金額等に照らし、通常、工事費負担金契約の締結に必要と考えられる期間を超えて、工事費負担金契約を締結しない場合
- 三 系統連系希望者が工事費負担金契約に定められた期日までに工事費負担金を支払わない場合
- 四 電気事業法、環境影響評価法その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申込みに係る事業が廃止となった場合
- 五 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を変更(但し、軽微な変更は除く。)する必要が生じる場合
- 六 その他連系承諾後に生じた法令の改正、電気の需給状況の極めて大幅な変動、倒壊又は滅失による流通設備の著しい状況の変化、用地交渉の不調等の事情によって、連系承諾後に連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合

2 一般送配電事業者は、前項に基づき連系等を拒む場合には、その理由を系統連系希望者に、書面をもって、説明する。